

表 「スタートアップ革新技術保護・規制強化方案」の内容

重点推進戦略	詳細
技術の保護範囲の拡大による死角の最小化	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップが保有する内部核心技術が保護されるために必要だった秘密管理要件を、今後は満たしていなくても政府の支援が受けられるような制度の導入を検討する。 ・授受・委託取引関係のみならず、全ての2社間の関係において、技術提供時における秘密保持契約（NDA）の締結などの法的義務を拡大する。
「軽い処罰」の水準の引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・違反時の「是正勧告」を「是正命令」に修正し、金銭的制裁を検討するなど行政処置を強化する。 ・技術の譲渡・販売などに伴う実損害とともに、技術開発への投入費用までを損害額として認められるよう算定制度を改善する。 ・投資交渉などの契約前の段階で発生した技術奪取行為に対しても最大5倍の賠償責任を課す。 ・省庁ごとに散在する（注）被害救済の手段を迅速に受け取ることができるように連携窓口を設ける。
スタートアップ保護能力向上のためのオーダーメイド型支援を強化	<ul style="list-style-type: none"> ・革新的なスタートアップに対する支援限度額と補助率の優遇措置を設ける。 ・大企業などとの秘密保持契約の作成過程で不利な条件にならないようにスタートアップ専用の法律相談サービスを新設し、支援を行う。
被害拡大防止のための制度基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップの核心技術を分析し、類似の特許出願の有無を定期的にモニタリングして情報を提供する「核心技術模倣早期警報サービス」を導入する。 ・技術紛争の調整において弁護士など民間専門家を手続きに参加させて事実調査を推進し、調整に先立って当事者間の和解を誘導する「斡旋および職権調整手続き」を新設する。

（注）刑法は警察庁、特許法は特許庁、著作権法は文化体育観光部など。

（出所）韓国中小ベンチャー企業部の発表資料を基にジェットロ作成